

奈良県福祉行政受付等業務利用端末機器等の借入れ仕様書

1. 調達概要

(1) 目的

奈良県福祉行政受付等業務に利用する機器等を借り入れる。

(2) 内容

奈良県福祉行政受付等業務に係る利用端末の賃貸借

(3) 契約期間

平成30年9月1日から平成35年8月31日（60ヶ月）

(4) 履行場所

奈良市登大路町30番地 奈良県福祉医療部医療・介護保険局介護保険課
奈良県福祉医療部 長寿・福祉人材確保対策課

(5) 納入期限

平成30年8月31日

2. 機器仕様

・ノート型パソコン等 6式

CPU	インテル Celeron プロセッサー3865U 動作周波数 1.80GHz 以上
ディスプレイ	15.6 型 HDTFT カラー液晶以上
メモリ	4GB 以上（増設、サードパーティ製可）
SSD	128GB 以上
光学ドライブ	DVD-ROM または DVD スーパーマルチドライブ（読込のみ）
OS	Windows10 Professional 64Bit 版
Office	Word/Excel/PowerPoint /Access（いずれも Ver.2016）
一太郎	Pro4
Microsoft	Windows Server 2016 Device CAL
Microsoft	Windows Remote desktop service-User CAL
SKYSEA	Client View Light Edition Thin Client
ウイルスバスター	コーポレートエディション11.0（1年分）

（補足）

1. パソコン本体は、同一製造メーカー、同一機種、同一品質であること。
2. パソコン本体及びすべての付属品は、新品であること。
3. 機器設置後、動作確認を行うこと。
4. ウイルス対策ソフトの購入については、当県システム担当部門と必要な調整を行うこと。

3. 機器の搬入、設置、調整について

(1) 平成30年8月31日までに機器を搬入すること。搬入場所については、奈良県庁福祉医療部医療・介護保険局介護保険課及び奈良県福祉医療部 長寿・福祉人材確保対策課とする。

- (2) 機器は、平成30年8月31日までに調整を実施し、上記1の(1)「目的」に沿って問題なく運用できる状態にすること。ソフトウェアについては、奈良県情報システム課と適宜調整の上、インストール及び基本設定を行い、ライセンスは「奈良県保有分の追加ライセンス」とすること。
- (3) NW環境については、設置場所にLANケーブル敷設済みのため、構築を要しない。
- (4) 機器等の設置及び納品にあたっては、搬入及びこれに付随する作業、部品及び消耗品に要する費用についても負担すること。

4. 保守について

- (1) 機器等を良好な状態に保ち、安定的かつ効率的に運用するため、5年間の保守を行うこと。
- (2) 保守対応物件は、機器仕様に記載の物件全てとする。
- (3) 上記の保守は、業者に委託して行うことができる。ただし、保守作業を担当する業者が複数となる場合にあっては、保守に関する対応窓口は一元化し、県に届け出ること。
- (4) 障害時の対応は、祝日を除く月曜日から金曜日（ただし、12月29日～1月3日を除く）の8:30～17:15とする。
- (5) 障害発生時には、通知後2時間以内に復旧作業に着手し、原則として3日以内に復旧させること。持ち帰っての修理も可能（ただし、ハードディスクを除く）。早期に修理を完了させるとともに、修理期間中は代替品を提供すること。
- (6) SSDの交換が必要となる場合は、回収しない、又は、データ消去証明書を発行し回収することとする。
- (7) 保守完了後は、障害内容、原因、講じた対策等について記載した書面を提出すること。
- (8) 保守に係る経費は別途負担しないので、交通費、作業費等の経費も含めた上で価格を積算すること。ただし、奈良県福祉医療部医療・介護保険局介護保険課内及び福祉医療部長寿・福祉人材確保対策課で使用した電力料は、奈良県の負担とする。

5. リース満了後の措置

賃貸借期間（再リース期間を含む）終了後は、機器等を撤収回収するものとし、その費用も負担すること。その際、SSDのデータ内容を完全に消去し、その作業が完了した旨の証明書を発行すること。